

令和5年度中小企業海外販路開拓助成金追加公募要領

令和5年4月18日制定

この要領は、中小企業海外販路開拓助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、令和5年度の中小企業海外販路開拓助成金の追加募集について、その特例を下記のとおり定めるものとする。

記

1 対象とする展示会、見本市等

令和5年5月24日（水）以降開催され、令和5年12月31日（日）までに出展が終了する以下の展示会等を本助成金の対象とする。

- (1) 海外で開催される集合（対面）型の展示会
- (2) オンライン展示会

2 募集期間

4次募集 令和5年4月18日（火）から 令和5年5月15日（月）17時まで

5次募集 4次募集終了 から 令和5年6月30日（金）17時まで

6次募集 5次募集終了 から 令和5年7月31日（月）17時まで

予算が上限に達した場合、5次募集、6次募集は行わない。

3 その他

- (1) 助成対象者多数の場合は、助成額を減額する場合がある。ただし、今後成長が期待される分野である「健康・医療」、「航空機・EV」、「環境・エネルギー」分野の展示会及び当機構が募集する「長野県コーナー」への出展については、優先して助成・配分する。

- (2) 助成金の交付は、当該年度において、1申請者につき1回限りとする。

なお、集合（対面）型の展示会でオンライン展示会を併設するものについて、双方に出展を行う場合は、どちらか1つの展示会のみ補助対象とする。

- (3) 主催者等の都合で開催期間が延期され、出展が令和6年3月1日（金）以降となった場合は、助成金の交付対象としない。